

日本武道学会障害者武道専門分科会会則

- 第1条 本会の名称は、日本武道学会「障害者武道専門分科会」とする。
- 第2条 本会は障害者武道の調査・研究を支援し、会員相互・社会の研究連携をはかり、武道と障害者武道の普及、発展に努めることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 学会大会におけるシンポジウムの開催
 2. 研究会・研究発表会・講演会等の開催
 3. 内外における研究および情報の交換
 4. その他の本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会には、総会、代表、運営委員会、事務局長、事務局を置く。
1. 会員総会は、投票過半数をもって会運営の監査を行う。
 2. 代表は本会の運営を総理する。運営委員会委員長を兼任する。
 3. 運営委員会は、代表によって任命された運営委員によって構成され、会の企画運営にあたる。代表は任命について直近の会員総会で報告をしなければならない。
 4. 事務局長は事務局を運営し、本会の活動を円滑に運営する事務にあたる。
 5. 代表、運営委員、事務局長の任期は2年とする。また兼任、再任を妨げない。
- 第5条 本会へ入会希望の者は、事務局に申し込むこと。
- 申し込み後、日本武道学会会員であることが確認され、代表が承認したときに会員となる。代表は承認・不承認について直近の会員総会で報告をしなければならない。
- 会員は任意に年会費 3000 円を負担する。
- 会員相互、事務局からの連絡は E メールを基本とする。
- 第6条 障害者武道専門分科会の会員による総会は次の事項を行う。
1. 代表・事務局長の選任
 2. 会務報告の承認（運営委員の任命等の事項）
 3. 決算の承認
 4. 会則の変更
 5. その他重要事項の検討

附 則

1. 本会則は平成 25 年 9 月 12 日から施行する。
2. 本会則は障害者武道専門分科会の設立にあたり承認されたものである。
3. 事務局は下記におく。

〒299-5295

千葉県勝浦市新官 841 国際武道大学 松井研究室

入会希望の方は kantaro@budo-u.ac.jp までメールをお送り下さい。